
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.162 2019/4/1

1 豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について

3月18日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課名をもって各都道府県等衛生主管部（局）宛標記事務連絡を出した。その主な内容は次の通り。

農林水産省から別添のとおり通知があったので、業務の参考までにお知らせする。については引き続き、畜産部局への御協力方よろしく願います。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000494300.pdf>

2 特別用途食品に関する質疑応答集について

3月26日、消費者庁は食品表示企画課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

特別用途食品の表示許可等については、「特別用途食品の表示許可等について」（平成29年3月31日消食表第188号最終改正：平成30年8月8日消食表第403号）により運用しているが、この度、別添のとおり、特別用途食品に関する質疑応答集を定めることしたので、貴管下で所管する事業者等の関係者に対して周知いただきたい。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/health_promotion_190326_0001.pdf

特別用途食品に関する質疑応答集

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/health_promotion_190326_0002.pdf

3 平成31年度輸入食品監視指導計画を策定

3月26日、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課輸入食品安全対策室は標記計画を公表した。輸入食品監視指導計画は、食品衛生法第23条に基づき、日本に輸入される食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃの安全性を確保するため、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において厚生労働本省及び検疫所が実施する措置等について、毎年度定めるもので、計画の主な内容は次の通り。

(1) 輸出国段階での措置

- 輸出国政府との二国間協議、技術協力、計画的な現地調査等の実施
- 食肉、食鳥肉等に係る輸出国及びと畜場等におけるHACCPに基づく衛生管理に関する情報収集及び周知
- 諸外国の食品衛生、経済連携協定等に伴う輸入動向に基づく対応

(2) 輸入時段階での措置

- 輸入者への輸入前指導を含む安全性確保に関する指導の実施
- 輸入届出の審査による食品衛生法への適合性の確認
- 輸入届出内容と実際の貨物が同一であることの確認等
- 多種多様な食品等の安全性を幅広く監視するためのモニタリング検査の実施
(検査件数約 99,000 件 (平成 30 年度検査件数約 98,500 件))
- 食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる食品等の輸入者に対する検査の命令
- 食品衛生法違反判明時の輸入者への改善結果報告の指導
- 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応の実施

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000203379_00006.html

平成31年度輸入食品監視指導計画

<https://www.mhlw.go.jp/content/000493730.pdf>

4 「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」の一部改正

3月26日、消費者庁は標記一部改正を公表した。その主な改正は次の通り。

別紙2 軽症者が含まれたデータの取扱いについてが追加され、機能性表示食品制度は、疾病に罹患していない者を対象に、機能性関与成分によって特定の保健の目的が期待できる旨を表示するものであるが、保健の目的が期待できる旨の表示として、「鼻目のアレルギー反応」、「中長期的な血清尿酸値」及び「食後の血清尿酸値の上昇」に関する表示をする場合の科学的根拠において、次に示す範囲内に限り、軽症者が含まれたデータについても、例外的にその使用を認めることとする。(35p)

機能性表示食品の届出等に関するガイドライン (新旧対照表)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/pdf/food_with_function_claims_190326_0002.pdf

機能性表示食品に関する質疑応答集

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/pdf/food_with_function_claims_190326_0003.pdf

5 食品表示基準についての一部改正

3月28日、消費者庁は標記一部改正を公表した。その主な改正は次の通り。

別添安全性審査済みの遺伝子組換え食品の検査方法に目次を加え、検査方法の一部を改正した。

食品表示基準について (新旧対照表)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/pdf/food_labeling_act_190328_0006.pdf

6 冠表示における原料原産地情報の提供に関するガイドラインの制定

3月29日、消費者庁は標記ガイドラインを制定したことを公表した。その主な内容は次の通り。

消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資するよう、できる限り産地情報を充実させることが望ましいという観点から、食品関連事業者が「冠表示」をしている一般消費者向け商品の原材料の産地情報を、自主的に情報提供するための指針とする。

本ガイドラインにおいて自主的に原料原産地情報を提供する「冠表示」とは、「商品名に特定の原材料名を冠している表示」又は「商品名に近接した箇所に特定の原材料の使用を特に強調している表示」とする。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/quality/country_of_origin/pdf/country_of_origin_190329_0001.pdf

7 食中毒健康危機管理実施要領の改正について

3月29日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」のうち、平成31年4月1日に予定している広域的な食中毒事案への対策強化に関する規定の施行に伴い、今般、食中毒発生時における厚生労働省医薬・生活衛生局の対応について定めた標記要領を改正したのでお知らせする。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000496250.pdf>

8 「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」の改正について

3月29日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各都道府県知事等宛標記通知を出した。その主な内容は次の通り。

「食品衛生法等の一部を改正する法律」のうち、平成31年4月1日に予定している広域的な食中毒事案への対策強化に関する規定の施行に伴い、今般、「食中毒処理要領」及び「食中毒調査マニュアル」を改正したのでお知らせする。

改正内容は、広域的な食中毒事案が発生した場合の対応、地方厚生局は、関係機関の連絡及び連携体制を確保するため、法第21条の3に基づく広域連携協議会に係る必要な事務を処理する等である。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000496797.pdf>

9 食中毒統計作成要領の改正について

3月29日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。主な改正点は次の通り。

別表2 食中毒病因物質の分類における「26 その他」の例示として、「2種類以上の病因物質が原因となるとき等」を追加した。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000496381.pdf>

10 農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて

3月29日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部（局）長宛標記通知を出した。主な改正点は次の通り。

平成17年7月21日付け食安監発第0721002号監視安全課長通知により、農林漁業体験民宿に係る各都道府県等が定める施設基準等の許可要件については、各都道府県等において関係部局間で十分に協議を行い、施設の規模、提供される食事の種類、数量等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うなど、適切に対応されるようお願いしているところ。

今般、「平成30年地方分権改革に関する提案募集」において、別紙のとおり、農林漁業体験民宿において、宿泊者以外への食事提供が可能となるよう更なる規制緩和を求める提案がありました。当省からは、農林漁業体験民宿として食品の営業許可を受けた施設において、現在の施設のまま食事の提供対象を拡大できるか否かについては、許可権者である

地方自治体において判断いただきたい旨回答したところです。

上記を踏まえ、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）において、農林漁業体験民宿における食事の提供については、営業施設の許可要件は都道府県等において定め、当該許可要件に基づいて許可権者である都道府県等が許可することを明確化するため、改めて地方公共団体に周知することとされましたので、御了知願います。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000496774.pdf>